

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

**第30回法人会全国大会青森大会開催
—平成26年度税制改正に関する提言を発表—**

NO.
243
2013.11

特集

復活！幻のご当地グルメ「三崎まぐろラーメン」

法人会
**消費税期限内納付
推進運動**



ヴェルニー公園（横須賀市汐入町） 戦後、JR横須賀駅に隣接する臨海公園として開園、平成13年に整備され、「横須賀製鉄所」建設に貢献したフランス人技師ヴェルニー氏に由来して「ヴェルニー公園」と改名しました。横須賀本港を一望できるボードウォークや「ヴェルニー記念館」などがあり、園内はフランス式庭園で造られ、バラの名所としても有名だが、紅葉のいちよう並木もひととき美しく街を彩る。(写真/稲毛 敦子)

第30回法人会全国大会青森大会開催 平成26年度税制改正に関する提言発表



全国大会で挨拶する 全法連・池田弘一会長

10月3日、公益財団法人全国法人会総連合主催「第30回法人会全国大会」が、青森県・リンクステーションホール青森で開催され、全国から1,900名の各会代表が集い、秋の青森が熱気に包まれた。

当会からは、菅原会長、桜井副会長、山口理事、釜谷事務局長の4名が、税制改正に関する提言の採択に参加した。

震災後初の東北開催で 強い日本経済の構築誓う

大会は、稲垣光隆国税庁長官、三村申吾青森県知事をはじめ、多くの来賓を迎えて挙行され、全法連・池田弘一会長は冒頭の挨拶で、30回目を迎えるこの全国大会は、震災後初めて東北で行われる意義ある大会であると位置づけ「公益法人制度改革への対応では、新制度においても『税』を中心とした公益的な活動を広く実施し、事業面や運営面において公益性や透明性を更に高めるとともに、企業経営と社会の健全な発展に一層貢献する活動を展開して参りたい。

平成26年度税制改正に関する提言については、政府の『大胆な金融政策』『機動的な財政改革』『民間投資喚起による成長戦略』の三本の矢により、実体経済にもその好影響が現れつつあるが、地域経済の担い手である中小企業には未だその効果が及んでおらず、第三の矢である成長戦略が重要な鍵を握ると言える。

また、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指す『社会保障と税の一体改革』を達成するため

には、今後あらゆる改革の断行が不可欠だ。

法人会は、こうしたことを踏まえ、強い日本経済を構築するために、税制改正に関する提言を取りまとめ、その実現を強く求めるものである」と述べた。

平成26年度税制改正に関するスローガン

- まさに今。
国・地方とも聖域なき行財政改革の断行を!
- 持続可能な社会保障制度を確立し、
国民の将来不安の払拭を!
- 中小企業の重要性を認識し、
経済活性化に資する税制措置の拡充を!
- 所得税は広く薄く負担を求め、
努力した人が報われる税制の構築を!
- 法人実効税率は、欧州・アジア主要国並みの
20%台に引き下げを!
- 本格的な事業承継税制を確立し、
地域経済を支える中小企業に配慮を!
- 消費税引き上げに際しては、
景気に配慮するほか行財政改革の徹底を!
- 国と地方の役割分担を見直し、
地方の自立・自助の推進を!
- 被災地の復興を図るため、
税制上の対応を含めて実効性のある措置を!

平成26年度税制改正に関する提言（要約）

基本的な課題

I. 社会保障と税の一体改革と今後のあり方

1. 社会保障制度のあり方に対する基本的考え方

- わが国の社会保障制度は「中福祉」「低負担」であり、今後の社会保障給付は高齢化社会の急進展で急速な増大が見込まれている。その財源を公費負担に頼ることになれば、いくら増税しても追いつかない。
- いかに給付を「重点化・効率化」によって抑制し、

同時にどう公費以外の公平で適正な負担を確保していくかが極めて重要である。

- (1)年金については、「支給開始年齢の引き上げ」「高所得者の年金給付の削減」「マクロ経済スライドのデフレ対応」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2)医療については、成長分野と位置付けて大胆な規制改革を行う必要がある。また、急増が見込まれる給付については、診療報酬（本体）体系、高齢者の窓口負担を見直すとともに、後発医薬品（ジェネリック）の使用促進を強化するなど思い切った抑制を図る。
- (3)介護保険については、真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付のあり方を見直すべきである。
- (4)生活保護については、国民の不公平感や不信感が高まっていることから、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止など適正な運用が不可欠である。また、生活保護受給者の自立を高めるための雇用支援も重要である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的と考える。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

2. 消費税率引き上げに伴う対応措置

- 消費税率の引き上げに当たっては、景気に十分配慮するだけでなく、円滑な価格転嫁など混乱を防止する環境整備が極めて重要である。
- (1)価格決定プロセスにおいて立場の弱い中小企業が適正に価格転嫁できるよう、転嫁対策特別措置法以外にも実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から、当面（税率10%程度までは）は単一税率が望ましい。
また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものとするので、導入の必要はない。
- (3)低所得者対策として実施が見込まれている「簡素な給付措置」については、給付の対象や方法を十分考慮し、ばらまき政策とならないよう強く求める。

3. 財政健全化に向けて

- (1)財政健全化目標の達成は増税や税の自然増収のみに頼るのではなく、聖域なき歳出削減が不可欠。



青森大会に参加した菅原会長・山口理事・桜井副会長（写真右から）

そのためには各歳出分野別に削減目標を定め、その達成に向けた具体的方策と工程表を示すなど強固な財政規律が必要である。

- (2)消費税率の引き上げに当たっては経済への負荷を和らげる財政措置も必要になるが、それが財政健全化を阻害しないよう十分注意すべきである。
- (3)国債の信認は金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考える。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

4. 行政改革の徹底

- 消費税引き上げは社会保障の安定財源確保と財政健全化の観点から重要だが、国民に痛みを求めることに変わりはない。また、行政改革の徹底は消費税引き上げの前提ともなっている。
- 「まず隗より始めよ」の精神に基づき地方を含めた政府、議会が自ら身を削るのは当然である。

5. 今後の税制改革のあり方

- 社会保障と税の一体改革では消費税の引き上げのほか、所得税では最高税率の引き上げ、資産税については相続税の最高税率の引き上げと基礎控除の引き下げが行われた。しかし、最高税率引き上げなどには消費税引き上げに対する反発を緩和する側面が指摘されるなど、税制抜本改革と位置付けた割には体系的議論を欠いた印象が強い。
- 今後の税制改革に当たっては①国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性②経済の持続的成長と雇用の創出③少子高齢化や人口減少社会の急進展④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化などにどう対応するかという視点を踏まえ、法人税

や所得税などを抜本的に見直していくことが重要である。

6. 共通番号制度について

- マイナンバーの運用に当たっては国民の利便性を高めるとともに、制度内容を国民に周知し、定着に向けて取り組んでいくことが必要である。
- また、個人情報保護の徹底に努め、制度の適切な運用を担保する措置を講じるとともに、コスト意識をもつことを強く指摘する。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人税率の引き下げ

- 法人実効税率は平成23年度税制改正により5%引き下げられたが、アジア、欧州各国では近年、国際競争力の強化や外国資本の誘致などを目的に大幅な引き下げが行われ、税率格差は依然として解消しない。
- こうした状況が続けば、国内企業の海外移転が促進され、雇用への悪影響、さらには経済全体の衰退につながる恐れがある。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて大幅に軽減すべきである。
 - (1)法人実効税率20%台の実現
 - (2)中小企業の軽減税率の15%本則化と適用所得金額の引き上げ

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小企業の活性化に資する税制措置の本則化等
 - 「中小企業投資促進税制」と「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置は本則化するとともに、成長戦略の一環として以下の通り制度の拡充を求める。
 - ①小企業投資促進税制の拡充
 - ・特別償却率および税額控除率の大幅引き上げ
 - ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める
 - ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ
 - ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。
 - (2)交際費課税の見直し
 - 平成25年度税制改正において拡充された交際費課税の特例の適用期限（平成25年度末）の延長を求める。また、資本金規模に関わらず全ての企業を

対象とすべきである。

(3)役員給与の損金算入の拡充

- ①役員給与は原則損金算入
- ②同族会社も利益連動給与の損金算入を認める

3. 事業承継税制の拡充

- わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、経済の根幹を支える重要な存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が承継できなくなることは、日本経済に大きな損失を与えるものである。
- 平成25年度税制改正において、納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化が図られるなど大幅な見直しが行われたことは評価できるものの、中小企業が円滑な事業承継を行うにはまだ不十分である。
 - (1)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実
 - ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げ
 - ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除するよう見直す
 - ③対象会社を拡大する
 - (2)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

III. 国と地方のあり方

- 地方分権は、地方が国依存から脱却し、自立・自助の体質を構築することが何より重要である。にもかかわらず、地方の公務員給与や議員報酬は高止まりしたままであり、地方自ら身を削る行革努力が極めて不足しているといえる。
- 地方が行革や地方交付税改革、適正な課税自主権の発揮などを通じて責任を自覚することが極めて重要になる。
 - (1)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。
 - (2)行財政改革を行うために、例えば「事業仕分け」のようなわかりやすい手法を広く導入すべきである。
 - (3)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数が是正されつつあるものの、手当てなどを含めると依然としてその水準は高く、適正水準への是正が必要である。それには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に

準拠した給与体系に見直すべきである。

- (4) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、高すぎる議員報酬の一層の削減を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制導入などの流れを加速させるべきである。
- (5) 身近な行政サービスを行う地方には安定的財源が必要であり、景気による変動や地域による税収偏在の大きい税制は望ましくない。現在の地方法人二税に大きく依存している状況には問題があり、見直しを検討することが必要である。

Ⅳ. 震 災 復 興

○被災地の復興については、一定の対応措置が講じられたものの、いまだ不十分である。予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ. そ の 他

1. 環境問題に対する税制上の対応
2. 納税環境の整備
3. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

所得税関係

1. 所得税のあり方
 - (1) 基幹税としての財源調達機能を回復すべき
 - (2) 各種控除制度の見直し
 - (3) 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき

2. 少子化対策
3. 金融所得一体課税の拡充

法人税関係

1. 同族会社の留保金課税制度の廃止
2. 「中小企業者に対する法人税率の特例」の適用範囲
3. 知的財産権に起因する所得に対する軽減措置

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべき

消費税関係

1. 消費税の滞納防止

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
 - ① 宅地の評価は収益還元価格で評価すべき
 - ② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直すべき
 - ③ 償却資産については、非課税となる範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大すべき。また、将来的には廃止も検討すべき
 - ④ 土地の評価は行政の効率化から評価体制は一元化すべき
2. 事業所税は二重課税であり、廃止を求める
3. 住民税の超過課税は法人に対して安易に課すべきではない
4. 法定外目的税は法人に対して安易に課すべきではない

その他

1. 配当に対する二重課税の排除
2. 電子申告の推進について

e-Tax宣言!! (公社)横須賀法人会はe-Taxでの申告・納税を積極的に推進します。

税理士による代理送信で e-Tax の利用を!!

(公社)横須賀法人会では、e-Taxによる申告・納税を推進しています。税理士に依頼される際にも、ぜひ、**e-Tax**で『代理送信』をご利用下さいますようお願い致します。まずは、お手元のパソコンから開始届けが提出できます。 <http://www.e-tax.nta.go.jp> e-Taxの利用についてのお問い合わせは、法人会事務局(TEL 825-7100)までお気軽にどうぞ。

青年部会

税務調査の基礎知識を研修

9月3日、青年部会が税務研修会を開催した。講師は、横須賀税務署法人課税第1部門・小柳貴幸審理官で、「調査官の目～税務調査の基礎知識～」と題して、調査官はどこに着目し何を知りたいかなど、調査する側からの目線で講演した。（於：セントラルホテル 参加部会員30名）

小柳審理官は、「会社の定期検診だと思って調査を受けて頂くことで、間違いのない税法への対応を指導させて頂けたら、必ず会社のお役に立つと考えています」と結んだ。



熱心に聞き入る青年部会員



冒頭、鈴木孝博部会長（写真）は、青年部会員を100名に増やして、充実した活動をしたいと述べた。（現在部会員数75名）



講師を務めた横須賀税務署小柳審理官

青年部会員100名めざす

女性部会

介護が必要になったとき…



講師を務めた
飯塚
貞枝
先生

9月20日、女性部会（加藤静子部会長）は地域の健全な発展に資する事業として教養セミナーを開催した。（於：ヴェルクよこすか 参加部会員29名・一般31名・計60名）

テーマは介護、『介護が必要になった時に役立つお話と介護のこれから』と題して、横須賀市内有料老人ホーム副施設長で、主任介護支援専門員の資格を持つ、飯塚貞枝先生が講師を務めた。

飯塚先生は、ご自身の体験や多くの現場経験を踏まえて講演され「身内が、要介護者になったら、日常のちょっとした変化に気付いて、いつも介護者の目線でどうして欲しいのかを考えて接してあげて欲しい。

また、いつかご自身も介護される側になる日が来ると思って、その時のための準備をすることが必要です。介護施設も日々進歩しています。介護の制度をよく知って、今のうちから選択肢をいくつか持って備えて頂きたい。どんな老後を過ごしたいのか、描いてみて下さい」と述べ、この関心の高い講演は、他人事ではない問題として参加者の心に残った。



一般市民からも多くの参加を頂いた

地域に密着した社会貢献&税広報活動

秋は各地区会などが主催して、社会貢献活動や税の広報活動が開催されている。地域に密着した事業で、市民に『税』や『法人会』をより近くに感じて頂く機会となって定着している。

9月13日、三浦地区会（出口光一地区会長）は、米海軍第7艦隊音楽隊コンサートを開催した。（写真⑥）

アンサンブルやジャズ、ポップスと、会場の三浦市民ホール「うらり」に詰めかけた満員の市民は、今年も素晴らしい演奏と魅力あふれるステージに酔いしれた。（来場者490名）



米海軍第7艦隊音楽隊の演奏（於：うらり）



9月22日 北久里浜秋まつりで税金クイズ
於：根岸交通公園（東部地区会・石渡忠孝地区会長）



10月6日 よこすかさかな祭りで税広報
於：横須賀魚市場（中央第2地区会・神守陽一地区会長）

平成25年分 年末調整等説明会開催のお知らせ 横須賀会場は横須賀地方合同庁舎です！

1. 説明会日程

開催年月日	開催時間	対象地域等	説明会場
25年11月19日(火)	午後1時30分～4時	大津・浦賀地区	※昨年までの会場と 違います 『横須賀地方合同庁舎』 2階共用会議室 横須賀市新港町1-8
25年11月20日(水)	午前9時30分～12時	久里浜・北下浦・西地区	
	午後1時30分～4時	追浜・田浦・衣笠地区	
25年11月21日(木)	午前9時30分～12時	本庁・逸見地区	
	午後1時30分～4時	本庁・逸見地区	
25年11月25日(月)	午後1時30分～4時	三浦地区	三浦市総合体育館・ 潮風アリーナ 三浦市初声町入江169

2. 携行品…①郵送された『年末調整のしかた』等の説明資料 ②出席票兼関係用紙請求書 ③筆記具

3. 平成25年度分法定調書及び同合計表の提出…平成26年1月31日までに税務署へ提出してください。

4. 給与支払報告書及び同合計表の提出…平成26年1月1日現在の受給者の住所地の市町村毎に取りまとめ、平成26年1月31日までに各市町村に提出してください。

5. お願い…①対象地域の開催日に都合の悪い方は、どの会場でも結構ですからご出席ください。

②説明会場には、公共交通機関等でお越しいただくようお願いいたします。

（横須賀地方合同庁舎の駐車台数に限りがあり、説明会開始時間までに説明会場に入場できないことが予想されます。）

詳しくは、横須賀税務署（☎046-824-5500）まで。

復活！幻のご当地グルメ「三崎まぐろラーメン」

めざせ！B-1グランプリ優勝

今や全国的な知名度を誇り、地元でも評判のご当地グルメ『三崎まぐろラーメン』。

実は、今から50年程前、まぐろ漁船で賑わう三崎港では「忙しい仕事の合間にサッと食べられてボリュームたっぷり」だと、すでに多くの船員や地元の人に愛されていた。

しばらくの間消滅したが、2007（平成19）年、この『幻の名物』が復活し、現在三浦市内5軒のお店で食べることができる。

この復活劇には、三浦を元気にしたい、三浦の素晴らしさを知ってもらいたいと願う熱い志を持った男たちが居た。

そして、サポーター約40名、中華料理店、製麺所等で構成され『三崎まぐろラーメンズ』と命名、その活動は、三浦市に留まらず全国各地のイベントに積極的に参加、目覚ましい実績を上げ続けた。

以来、B-1グランプリも常連のご当地グルメとして全国の食通の注目を浴びている。

まぐろラーメンの復活に尽力した一店『港楽亭』の長谷川雅徳さんは「2006年に、ラーメン業界の展示会でまぐろのカットスープが出展されていたのを見つけたのがきっかけで、もう一度まぐろラーメンを作ろうと同業者に声をかけ、試食会を重ねて各店の特徴を活かしながら共通メニューとして商品化しました。

できるだけ全国の多くの方に食べて頂いて、三浦とまぐろラーメンを知ってもらい、三浦が活性化してほしいですが、子供たちが大人になった時に三浦の郷土の味の一つとして自慢できる逸品になりたいですね。」と話してくれた。



港楽亭の『みさきまぐろラーメン』



9/28・29 関東甲信越B-1グランプリ in 勝浦
シルバーグランプリ受賞

次の目標は、11月9日・10日に愛知県豊川市で開催される第8回B-1グランプリでズバリ優勝だ。

《B-1グランプリ成績》

- 2010. 9 B-1グランプリ in 厚木 初出展 5位入賞
- 2011. 9 関東B-1グランプリ in 行田 4位入賞
- 2012.11 関東・東海B-1グランプリ in 甲府 2位
- 2013. 9 関東・甲信越B-1グランプリ in 勝浦 2位

《三崎まぐろラーメンとは》

1. 透き通ったまぐろ出汁の塩味スープ
2. 各店こだわりの細麺
3. オイスターソース等で味付けされたまぐろの角切りあんかけ
4. 水菜と千切りねぎ

三崎まぐろラーメンのお店（順不同）

- 港 楽 亭** 三浦市三崎5-1-10 TEL046-881-6135
水曜定休
- 牡 丹** 三浦市三崎3-4-10 TEL046-881-3420
木曜定休
- ポ パ イ** 三浦市三崎1-17-1 TEL046-881-2484
水曜定休
- マ リ ン** 三浦市三崎町小網代1082
パ ー ク TEL046-881-6281
定休なし・油壺マリンパーク内
- まつばら** 三浦市南下浦町上宮田3253
TEL046-888-1479
火曜定休（平日夜限定）

取材／広報委員 石毛 浩雄



不動産貸付の「事業」と「それ以外」の区分

東京地方税理士会
横須賀支部

税理士 鴨田祐二

土地や建物などの不動産等の貸付による所得を不動産所得といいます。

この不動産所得は、その不動産等の貸付が事業と称するに至る程度の規模「事業的規模」で行われているかどうかによって、所得金額の計算上の取り扱いが異なります。

相違点のうち、主なものは次のとおりです。

- (1)「事業的規模」の場合は、不動産の取り壊し除去などの資産損失の全額を必要経費に算入しますが、「それ以外」の場合は、その年分の資産損失を差し引く前の不動産所得の金額を限度として必要経費に算入されます。
- (2)賃借料等の回収不能による貸し倒れ損失については、「事業的規模」の場合は回収不能となった年分の必要経費に算入しますが、「それ以外」の場合は、収入に計上した年分までさかのぼってその回収不能に対応する所得がなかったものとして、所得金額の計算をやり直します。
- (3)青色申告の事業専従者給与又は白色申告の事業専従者控除については、「事業的規模」の場合は適用がありますが、「それ以外」の場合には適用がありません。

- (4)青色申告特別控除については「事業的規模」の場合は、一定の要件のもとで催行65万円が控除できますが、「それ以外」の場合には最高10万円の控除となります。

事業規模かどうかは、社会通念上事業と称するに至る程度の規模で行われているかどうかによって、実質的に判断します。

ただし、建物の貸付については、次のいずれかの基準に当てはまれば、原則として事業として行われているものとして取り扱われています。

- (1)貸間、アパート等については、貸し付けることのできる独立した室数が概ね10室以上であること。
- (2)独立家屋の貸付については、概ね5棟以上であること。

(参考)

貸地については、貸付件数5件を1室の貸付に相当するとして取り扱われます。

例えば、貸室8室と貸地10件を有する場合は、事業として判定されます。



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所 3階
TEL (824) 4193

【訂正とお詫び】MINATO242号（9月発行）に寄稿頂きました税理士の氏名に誤りがございましたので、訂正
しお詫び申し上げます。（誤）金子 学 →（正）金子 孝

経営を力強くサポートする法人会!

- 税務研修会・説明会
- 講演会・各種講習会・セミナー
- 金融機関会員向け優遇融資取次ぎ
- 日本政策金融公庫取次ぎ
- 法人会専用中小企業向け貸倒保証制度取次ぎ
- 福利厚生制度
- 生活習慣病検診
- 優待施設ご案内
- よこすか芸術劇場自主公演優待ご案内
- 優良図書・冊子／DVD等の斡旋・配布
- 異業種交流会・会員旅行会のご案内
- 税理士の斡旋
- 会報『みなと』発行 など

法人会に加入しましょう!!



法人会は
経営者や役員等の団体として
会員の積極的な自己啓蒙を
納税意識の向上と
企業経営および社会の
健全な発展に貢献します

— 法人会の基本的指針 —

新会員紹介 — 広げよう会員の輪 — 近くの会員企業を利用しましょう

(平成25年9月～25年10月 順不同・敬称略)

支 部	法人名	代表者名	所在地	電 話	業 種
北部地区会					
追浜西	(有)オーツーコーポレーション	岩室 勲璋	追浜町3-1	869-3200	不動産業・飲食業
中央第1地区会					
大滝小川	葛西社会保険労務士事務所	葛西あや子	小川町28-1横須賀ハイム713	876-6255	社会保険労務士
南西地区会					
佐野	(有)笹子豆腐店	笹子 辰也	佐野町6-31	851-2188	豆腐製造業
東部地区会					
根岸	(株)マックス	藤尾 光弘	根岸町4-14-1-201	807-2269	塗装業
南部地区会					
大津	㈱エバグリーンインターナショナルコーポレーション	藤原 孝司	馬堀海岸2-35-3	843-6515	経営企画コンサルティング業
浦賀西	(一社)のびっこクラブ協会	児玉 和美	浦賀丘1-2-21	844-4562	体操教室(キッズ)
西部地区会					
武山	(株)阿部興業	阿部 達也	武4-11-4	874-4500	建設業
三浦地区会					
三崎第3	(有)ヤマ岩水産	岩崎 健二	三浦市原町1-11	881-3283	鮮魚仲買人
市外					
市外	土地家屋調査士 遠藤事務所	遠藤 俊樹	東京都新宿区西新宿8-3-1 西新宿GFビル西新宿ビジネスタワー内	03-4530-6392	土地家屋調査士業
市外		辻田 将信	東京都江東区亀戸1-5-7 日鐵HDタワー 10階	070-6636-8742	損害保険業

横須賀芸術劇場自主公演

ニューイヤー・コンサート2014

ウィーン・シュトラウス・フェスティヴァル・オーケストラ

ヨーロッパでもトップクラスに君臨する正統派オーケストラ。
ウィーンの薫りとともに、新年の慶びを!



指揮&ヴァイオリン：
ヴィリー・ビュッヒラー

日 時：平成26年1月4日(土)
15:00開演(14:30開場)

会 場：よこすか芸術劇場(大劇場)

料 金：S席 5,000円(定価)
→4,500円(1割引)

曲目/ワルツ「美しく青きドナウ」op.314
皇帝円舞曲op.437
フランス風ポルカ「鍛冶屋」op.269
ほか

※曲目は変更になる場合があります。
※未就学児童入場不可。

お問合せ
お申込み
(公財)横須賀芸術文化財団 事業部
TEL:046-828-1616

※定員になり次第が切ります。
※お電話のみの受付となります。(10:00~18:00 第2水曜は休館日)
※座席のご指定はできません。(1・2階席どちらかとなります)
※入金後のキャンセルはできません。

主催：(公財)横須賀芸術文化財団
よこすか芸術劇場
京浜急行汐入駅前/JR横須賀駅徒歩8分



税に強くなる。私たちは、法人会です。

杉山 愛



法人会は、「健全な経営、正しい納税、社会に貢献」を柱として活動する経営者の団体です。

詳しくはWEBへ



〒238-0013 横須賀市平成町2-14-4 TEL (825) 7100 FAX (826) 3073
http://www.yokosuka-hojinkai.com/ E-mail : office@yokosuka-hojinkai.com

編集：広報委員会 印刷：文明堂印刷株